

児童養護施設における
人権擁護のためのチェックリスト
(施設版)

令和6年度

[令和7年1月～令和7年3月実施]

令和3年3月31日 改訂

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命^{せいめい}と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

- 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます**
一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。
- 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします**
自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。
- 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます**
子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。
- 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます**
関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。
- 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します**
子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。
- 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます**
いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。
- 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります**
自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。
- 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます**
児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。
- 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます**
施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。
- 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます**
子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト (施設版)

もくじ

はじめに	2
I 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項	4
II チェックリストの実施要領	7
1. チェックリストの目的と活用	7
2. チェックリストと自己点検の留意事項	8
III 児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト	9
IV チェック（回答）用紙	（別紙）

すべての児童養護施設において 人権擁護と人権侵害の防止に取り組む

はじめに

全国児童養護施設協議会（本会）は、平成 18 年 12 月に「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト」を実施し、初めて全国の児童養護施設が共通のリストで、人権擁護等に係る自己点検に取り組んだ。557 施設のうち 465 施設から回答があり（回答率 83%）、第 1 回の報告書（平成 19 年 10 月 29 日）を取りまとめた。その自由記述欄からは、「Yes/No では答えきれなかった」「設問が現状にあっていない」等の意見が寄せられた一方で、「チェックリストを実施してみて改めて施設職員全体で人権擁護の意義を考えた」等の意見もあった。その後いくつかの見直しを行い、平成 20 年 12 月に改訂版（第 2 次試案）を提起し、更なる取り組みを呼びかけた。

一方、国は平成 21 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」に被措置児童等虐待防止の規定を設け、都道府県等に対し「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を提示して、平成 21 年度より実施した。これにより、被措置児童等虐待件数等の公表も行われるようになった。同ガイドラインにより、被措置児童等虐待に係る取組みが都道府県等行政にて行われることとなったが、我われ児童養護施設は、被措置児童等虐待の問題の根絶に向け、主体的かつ積極的に取組みを進めなければならない。

児童養護施設の子どもたちが抱える課題が深刻化・複雑化し、養育単位の小規模化・地域分散化等と相まって、施設職員に求められる倫理観や養育に対する姿勢・スキル等は、ますます高まっている。心身に深く大きな傷を負ってやってくる子どもたちに対し、本来安心かつ安全な生活の場を提供すべき施設において、子どもたちが更に傷を深めるようなことがあってはならない。

平成 19 年度末に本会の児童養護における養育のあり方に関する特別委員会が取りまとめた報告書「この子を受けとめて、育むために～育てる、育ちあういとなみ～」では、子どもを対象化して「症状別」「その対応策」として養育を捉えるのではなく、「まず、その子の今の現実を事実として見つめ、考え、思いやることからはじめたい」と養育の基本を提唱している。その意味に照らせば、本チェックリストは、職員や子どもたちの管理を強化するものとして捉えるのではなく、すべて児童養護施設に暮らす子どもの生活・育くみの向上に資する一つの方策として捉えるべきものである。

同報告書の理念を受け、また先述のガイドラインの項目と平成 22 年 5 月に制定した本会倫理綱領を参考に、平成 23 年にはチェックリスト項目の修正・補筆を行うなど改訂版を作成して会員施設に示すとともに、その後の取組みを踏まえ、平成 29 年度には項目や設問の表現を整理したうえで新たな改訂版を作成し、さらなる取組みの促進をはかった。

児童養護施設には子どもたちの人権を守る使命があり、さまざまな経験や複雑な事情をかかえて入所してきた子どもたちが、安心して生活を営む拠点としての役割がある。また、子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を育み、育ちの過程において自己実現と自立に向けた援助・支援が保障される場でなければならない。また、児童養護施設は法令を遵守し、公正で公平、そして常に倫理意識をもって適切かつ計画的に養育の実践が行われ、そのための施設運営がなされなければならない。そのためには、法人役員、施設長・職員が組織的に一体となって、養育の質的、専門的向上に取り組んでいく必要がある。

本チェックリストは、すべての児童養護施設がこれを現場の養育の質の向上に活かし、人権擁護と人権侵害の防止に向けて、徹底して取り組まれることを切に願い、提起するものである。ブロック児童養護施設協議会を中心に、都道府県児童養護施設協議会、全児童養護施設が主体的に取り組んでいただきたい。

最後に、本チェックリストは必要に応じ 3 年ごとに見直しを行うものとする。

令和 6 年 12 月

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

I 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項

【趣旨】

1. この要項は、児童養護施設のすべての子どもの人格と人権を尊重し、子どもの最善の利益を最優先する養育を保障することを目的として、人権擁護と人権侵害の禁止・防止、人権侵害に起因する問題が生じた場合の適切な対応、さらに施設運営と子どもたちの養育における改善等の課題を各児童養護施設が確認し、解決のために取り組んでいくべき事項を定めるものとする。
2. 各児童養護施設においては、本要項およびチェックリストをもとに、自己点検等を毎年行い、改善すべき課題を明らかにし、その改善に向けた計画とプロセスを明らかにするとともに、解決に向けて取り組んでいくものとする。
3. 各児童養護施設においては、人権擁護、人権侵害の禁止・防止および適切な対応をはかるため、次の基本原則および行動規範をもとにし、施設と職員が理解を共有して取り組んでいくものとする。
4. 各児童養護施設においては、次の基本原則および行動規範やチェックリストを参考にされ、必要とされる諸規程等を整備していくものとする。
5. 全国児童養護施設協議会は、各児童養護施設での自己点検の結果を全国的に集約し、達成状況を把握するとともに、その結果と課題を全国的に提示し、施設運営と子どもたちへの養育の質的な改善と施設運営の向上に資するよう、活用していくこととする。

【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活のいとなみを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）

6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件・事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な養育が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が養育の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない。
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない。
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない。
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない。
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する。

注：「体罰や不適切な関わりは人権侵害」とは

- 通知「懲戒に係る権限の濫用禁止について」（平成10年2月18日付）には、懲戒に係る権限の濫用にあたる具体的行為として、「殴る、蹴る等児童の身体に侵害を与える行為のほか、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、適切な休息時間を与えず長時間作業をさせること、施設を退所させる旨脅かすこと、性的な嫌がらせをすること、当該児童を無視すること等」との例示があります。
- また、児童虐待の防止等に関する法律第2条では、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（略）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と虐待を定義しています。そして、同法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とあり、広く児童への人権侵害の禁止をさすものと、解されます。
- 先述の「ガイドライン」においては、下記のような説明がなされています。

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

①身体的虐待

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に締め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

②性的虐待

- ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せる。等の行為を指します。

③ネグレクト

- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。
- ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する。
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う。等の行為を指します。

④心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫を行うなど。
- ・被措置児童等は無視したり、拒否的な態度を示すなど。
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど。
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする。
- ・適正な手続きをすることなく、子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する。
- ・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う。
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする。等の行為を指します。

- 本チェックリストでは不適切な関わりについて、「子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、セクシャルハラスメント等」としました。本要項およびチェックリストでは、これらを総じて、人権侵害とするものです。

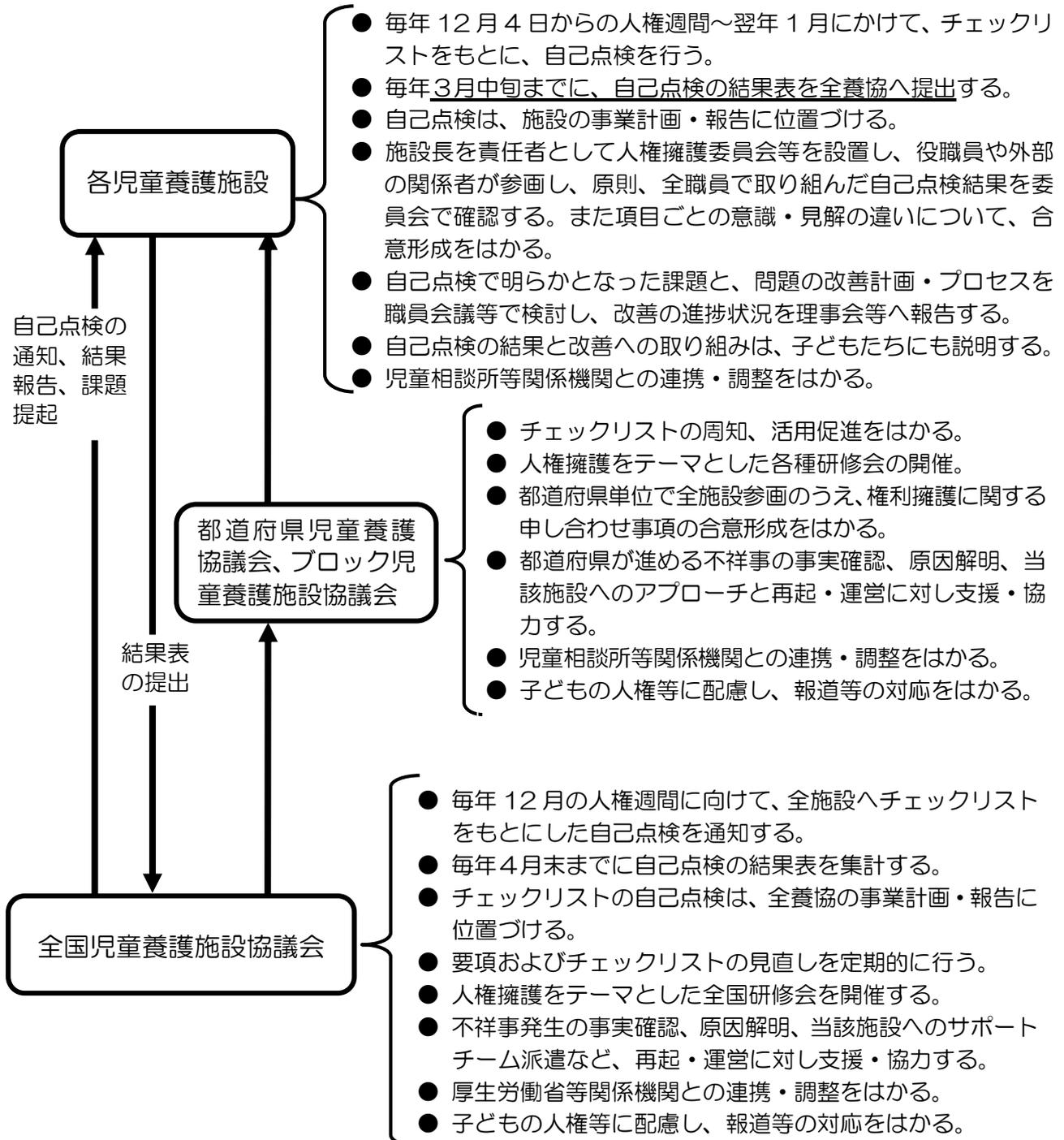
Ⅱ チェックリストの実施要領

1. チェックリストの目的と活用

(1) 目的

本チェックリストをもつての自己点検を契機として、児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止、適切な養育を行うことに、徹底して取り組まれることを期待するものです。そして、取り組みの評価の優劣をつけるものではなく、自己点検により明らかとなった課題や問題を、解決までのプロセスとして取り組んでいくことを目的としています。

(2) 実施手順と活用方法

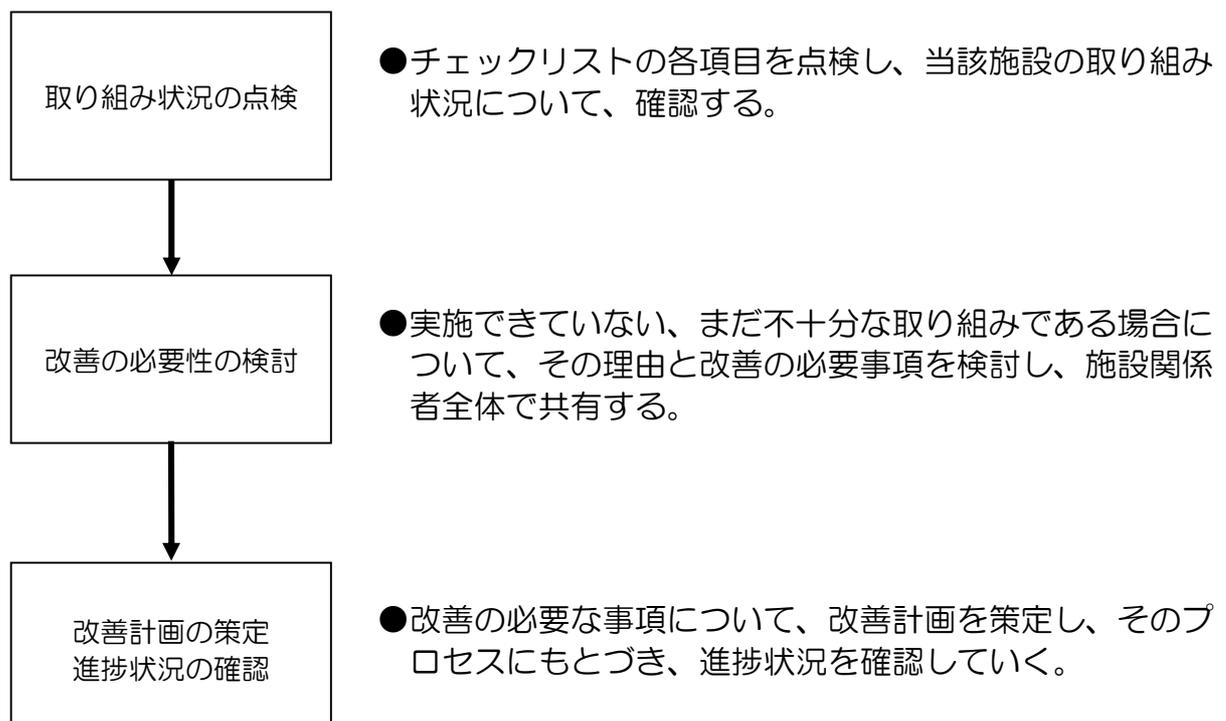


2. チェックリストと自己点検の留意事項

(1) チェック項目

- ①チェック項目は、児童養護施設で実施すべき事項を提示したものです。そのため、自己点検におけるチェック方法は「YES」、「NO」としています。
- ②点検者のチェック項目に対する意識・見解を確認し、違いについて合意形成がはかれるように、チェック項目の下に摘要欄を設け、「実施できていない」、「まだ不十分な取り組みである」という場合、その理由や改善の必要な内容を記入できるようにしています。
- ③全職員にチェック項目を提示し、理解を深めるとともに、自己点検は原則、全職員で行う、または法人役員、施設長、事務長等管理運営責任者、直接養育に関わる職員、心理職などさまざまな職種、立場の者が一体となって、自己点検を行うものとしします。
- ④各施設は、自己点検の合意形成にいたった（とりまとめた）結果表 1 枚を、全養協へ提出するものとしします。（実施したすべての職員分の提出は不要）
- ⑤自己点検をもとに改善に取り組む際は、都道府県・児童相談所等関係機関との連携・調整を十分にはかります。

(2) 自己点検の手順



[施設版]児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
1. 職員による子どもへの体罰、施設長による懲戒権濫用の禁止			
(1-1)	体罰を否定する就業規則等の整備や職員教育等、体罰等防止のための組織的対策、対応について		設備運営基準第9条の2・3に定める虐待等の禁止及び懲戒の権限の濫用に関する事項
[1-1-a]	法人・施設の就業規則、管理規程等に子どもへの体罰や不適切な関わり等を禁止することを定めている。 〔摘要〕	YES NO	設備運営基準第13条に定める施設内部の規程の整備に関する事項
[1-1-b]	職員教育と倫理観の醸成をはかるため、施設において倫理綱領や行動規範を定めて（または全養協倫理綱領をこれに代えて）いる。 〔摘要〕	YES NO	
[1-1-c]	全養協が制定した「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を活用し、職員教育と倫理観の醸成に努めている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-1-d]	体罰等の根絶をはかるため、定期的な職員教育を実施している。 〔摘要〕	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
[1-1-e]	体罰等の起こりやすい場面を想定した養育方法や技術などの、実践的な職員研修やOJT等を実施している。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目。OJTとは日々の職務を通じた訓練・職員研修・トレーニングをさす。
[1-1-f]	定期的に職員による養育検討会議等を開き、施設全体で子どもの養育に関する課題を共有して、適切な養育方法や対応策を検討し、実践している。 〔摘要〕	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
[1-1-g]	日常的に職員会議等で、体罰やそれに近い状況にいたった場合には経緯や理由について話し合い、適切なスーパーバイズや複数体制の確保など、担当者一人で抱え込むことがないような体制を整え、適切な養育を行うための工夫をしている。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目
[1-1-h]	さまざまな職種がそれぞれの専門性を活かし、養育方針を共有したチームアプローチによる個別支援がはかれるよう、養育体制を整えている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-1-i]	職員による体罰禁止等について、子どもに周知している。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目
[1-1-j]	入所時など養育を開始した時に、子ども並びに保護者・家族に対し、施設での生活や養育の内容・方針、ルールなどについて理解が深まるよう、可能な限りの説明をしている。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目
[1-1-k]	自立支援計画の策定と見直しの際は、個別に子どもと話をする機会を設け、子どもの意見を十分聴くとともに疑問等にも適切に答えるようにしている。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目
[1-1-l]	「子どもの権利ノート」等を活用した説明の場を設けるなど、子どもが自らの権利を理解できるよう、年齢など理解力に応じた支援をしている。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目
[1-1-m]	研修やOJT等を通じ、子どもの権利に関する職員の意識向上がはかれるよう取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
(1-2)	懲戒権濫用禁止と体罰防止に関する施設長の率先した取り組みについて		「施設長が自ら取り組んでいるか」、あるいは「施設として取り組むことが出来る環境を施設長が整えているか」という観点でチェックしてください。
[1-2-a]	施設長は、リスクマネジメント体制を整え、事故・事件が発生した場合の具体的な対応策を定め、職員に周知している。 〔摘要〕	YES NO	
[1-2-b]	施設長は、積極的に、体罰の禁止と防止について、研修および日々の実践を通じた訓練のなかで、子どもの権利に関する職員の意識向上をはかるよう努めている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-2-c]	施設長は、施設長として積極的に、職員の体罰を伴わない養育技術の共有と実践について、研修およびOJT等のなかで取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
[1-2-d]	施設長は、体罰等の禁止・防止の意識を高く持ち、常に自身と職員の言動に注意を払って、職員会議を始め施設のあらゆる場面で、必要な行動・働きかけを行っている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-2-e]	「職員による体罰や不適切な関わりがないか」「子どもどうしの暴力やいじめ等がないか」等を把握をするため、施設長が直接子どもから話を聞く機会を設けている。 〔摘要〕	YES NO	
(1-3)	職員による子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、威圧的な態度、セクシャルハラスメントなど不適切な関わりの防止・早期発見への取り組みについて		
[1-3-a]	子どもに対する不適切な関わりについて、具体的な事例を提示し、それらの禁止と防止について、職員に周知徹底している。 〔摘要〕	YES NO	
[1-3-b]	他者との信頼関係づくりや、職員による不適切な関わりなどについて、子どもの年齢等に応じて、理解を促す機会を設けている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-3-c]	職員と子どもが話しをする機会を定期的に設けるなど、職員の不適切な関わりに関する子どもの訴えやサインを見逃さないように取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
[1-3-d]	子どもへの不適切な関わりの早期発見・早期対応ができるよう、職員会議等で日常的に議題として取りあげるようにしている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-3-e]	職員会議等公式な場以外でも、子どもへの不適切な関わりについて職員どうしが話し合えるような雰囲気づくり、関係づくりに取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
(1-4)	職員による子どもへの不適切な関わりを防ぐための運営体制の整備について		
[1-4-a]	子どもへの不適切な関わりを防止する観点から、職員配置や子どものグループ構成、担当などについては、十分な検討を行ったうえで進めている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-4-b]	施設の構造や居室その他の居住環境等について、子どもへの不適切な関わりを防止する観点から、点検と改善を行っている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-4-c]	不適切な関わりの早期発見のため、全ての職員に対し通告を義務づけている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-4-d]	子どもへの不適切な関わりを早期発見するため、保護者や学校、医療等関係者との連携等に取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
(1-5)	子どもどうして暴力、いじめ、差別等不適切な関係を生じさせないための施設全体での取り組みについて		
[1-5-a]	子どもどうして暴力やいじめ等の問題が生じないように、他者に対する配慮や思いやり、人との違いを認める意識を育むこと等をめざした養育、子どもどうしの関係づくりに取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
[1-5-b]	生活を送るうえでの約束事や社会的ルールを、年齢などに応じて理解できるように説明し、子どもたちが責任ある行動をとれるよう支援している。 〔摘要〕	YES NO	
[1-5-c]	心身の発達の状況に応じて、自身の健康（清潔・病気・安全確保、生活のリズム等）について自己管理できるように支援している。 〔摘要〕	YES NO	
[1-5-d]	日頃より、児童相談所や学校等への連絡・協力をはかるなど、防止や早期発見、早期対応ができる体制を整えている。 〔摘要〕	YES NO	事態が深刻化したときだけに限定されない。関係機関との連携
[1-5-e]	子どもどうして問題が発生した場合を想定し、対応方法などについて、施設長および職員間で検討している。 〔摘要〕	YES NO	
(1-6)	施設生活において子どもの権利や尊厳、プライバシーを十分に守ることについて		設備運営基準第14条に定める秘密保持、守秘義務等施設内部の規程整備に関する事項
[1-6-a]	法人や施設において、子どものプライバシーの保護に関する規程やルールなどを定めている。 〔摘要〕	YES NO	個人情報の保護 倫理綱領「プライバシー尊重、秘密の保持」
[1-6-b]	子どものプライバシーを保護するため、研修やOJT等を通じて職員への周知徹底をはかっている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-6-c]	子どもの権利擁護や最善の利益の視点から、自立支援計画の内容や支援の状況を評価して、養育の質の向上に努めている。 〔摘要〕	YES NO	倫理綱領「子どもの利益を最優先した養育」
[1-6-d]	施設の構造や居室その他の居住環境等について、子どもの権利や尊厳、プライバシー保護の観点から工夫や配慮がなされるとともに、点検と改善を行っている。 〔摘要〕	YES NO	倫理綱領「プライバシーの尊重」
(1-7)	子どもの養育にあたっての児童相談所等との連携について		倫理綱領「関係機関との連携」
[1-7-a]	子どもの養育内容、児童自立支援計画や方針を検討する際、必要に応じて児童相談所や医療機関等の職員に参加を求め、助言や指導等協力を得ている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-7-b]	入所後の自立支援計画等は、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意向を尊重し、関係者の相互理解と同意のもとに策定するようにしている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-7-c]	児童自立支援計画に関わる方針等を、可能であれば保護者・家族に知らせている。 〔摘要〕	YES NO	保護者・家族等との関係により知らせることが適当でないと判断している場合も、説明が可能な状況であれば、「YES」とご回答ください。
(1-8)	体罰や不適切な関わりの把握と防止に向けた仕組み作りや職員教育等の取り組みについて		
[1-8-a]	体罰や不適切な関わりの防止、発生時の原因等分析、周知・啓発、再発防止策等を検討するための委員会等を組織している。 〔摘要〕	YES NO	
[1-8-b]	自施設での体罰や不適切な関わりの実態を把握するため、面会交流の機会などを通じて、子どもの様子や状態など情報共有を行っている（努めている）。 〔摘要〕	YES NO	面会交流が可能なケースを想定。
[1-8-c]	体罰や不適切な関わりの事実が確認された場合、子どもや保護者に対する報告・支援や行政への報告等、適切な対応ができるように対応方を定めている。 〔摘要〕	YES NO	
[1-8-d]	各養協が開催する研修やOJT等を通じて、体罰を伴わない養育技術や養育に対する姿勢を身につけることができるよう、職員育成に取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	セラピューティック、タイムアウト等

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
(1-9)	子どものエンパワメントの取り組みについて		
[1-9-a]	子どもに対する体罰や不適切な関わりは許されないということについて、子どもたちが理解できるよう説明や学習の機会を設けている。 〔摘要〕	YES NO	権利ノートを教材にした学習の機会
[1-9-b]	いつでも子どもの権利が守られ、安定した人間関係の構築や自立に向けた成長が促されるような、子どもにとって安心して安全な生活の場・環境を整えるよう努めている。 〔摘要〕	YES NO	
2. 意見・苦情の受けとめ、対応			
(2-1)	子どもが不満、意見、苦情等を訴え、これを解決する仕組みについて		
[2-1-a]	苦情解決責任者（施設長等）、苦情受付担当者（職員）、第三者委員をそれぞれ選任して苦情解決の体制を整備し、これを子どもに説明している。 〔摘要〕	YES NO	設備運営基準第14条の3各号に定める苦情への対応に関する事項
[2-1-b]	意見箱を設置するなど、子どもが不満や意見、苦情等を訴えるための仕組みを整備し、これを子どもに説明している。 〔摘要〕	YES NO	
[2-1-c]	子どもの不満や意見、苦情等を職員間で共有し解決をはかるため、職員会議等の場で適宜検討している。 〔摘要〕	YES NO	
[2-1-d]	[2-1-a]にある苦情解決の体制について、可能な限り子どもの保護者に説明・周知している。 〔摘要〕	YES NO	
[2-1-e]	子どもの不満や意見、苦情等に対応するため必要な場合は、児童相談所等を変えて、検討や調整をはかっている。 〔摘要〕	YES NO	
3. 事件・事故等に関する管理運営			
(3-1)	児童養護施設における事故・事件に関し、管理運営者（施設長、法人役員等）として対応する体制の整備について。		
[3-1-a]	事故・事件が発生した際は、速やかに施設長に報告、連絡、相談し、子どもに対し適切な支援ができるよう徹底している。 〔摘要〕	YES NO	
[3-1-b]	施設の構造や居室その他の居住環境等について、事故・事件を防止する観点から、点検と改善を行っている。 〔摘要〕	YES NO	
[3-1-c]	施設周辺および子どもたちが利用する地域の設備等について、事故・事件を防止する観点から点検し、必要に応じ改善を働きかけている。 〔摘要〕	YES NO	
[3-1-d]	事故・事件を防止する観点から、施設内外の事故等が起こりやすい環境について職員に周知・共有し、子どもの安全確保に取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
[3-1-e]	事故・事件が発生した場合は、管理運営者が法人・施設の規則・規定に基づき、適正な処理・対応を行い、施設運営の適正化に取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
(3-2)	施設長による職員の養育・支援の質・内容等の把握について		
[3-2-a]	施設長と職員が話し合う場を定期的に設け、子どもの養育や支援、その他個々の職員の課題や悩みを把握し、個別に指導・助言等を行うとともに、適宜対応策を講じている。 〔摘要〕	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
[3-2-b]	職員が援助の問題などについて、相談・支援できる職員体制・協調関係づくりをはかっている。 〔摘要〕	YES NO	
[3-2-c]	子どもの養育・支援について、施設長や先輩職員、第三者の専門家等からスーパーバイズを受けられる体制を整備している。 〔摘要〕	YES NO	
(3-3)	施設長による職員の勤務状況の把握について		
[3-3-a]	施設長は、職員に対して施設運営方針、就業規則等の説明を行い、服務について職員の理解のもとに施設運営をはかっている。 〔摘要〕	YES NO	
[3-3-b]	最善の養育体制を整える必要から、職員の就労条件の見直しなどを行う際には、職員が意見を述べる機会を設けている。 〔摘要〕	YES NO	ガイドラインに対応した項目

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
(3-4) 懲戒規定の整備と適正な運用について			
[3-4-a]	法人・施設の就業規則等に、懲戒に関する規定を設けている。	YES NO	
	〔摘要〕		
[3-4-b]	懲戒権乱用の防止など懲戒処分の公平を期するため、法人・施設の懲戒に関する規定に懲罰（賞罰）委員会等を設けることを定め、適正に運用している。	YES NO	
	〔摘要〕		
[3-4-c]	懲戒事由に該当する違反行為が行われないよう、施設または法人において職員教育を行っている。	YES NO	
	〔摘要〕		
[3-4-d]	子どもの権利侵害に伴い役職員の懲戒処分が行われたときは、速やかに指導監督課（都道府県）に報告する体制が整っている。	YES NO	
	〔摘要〕		
(3-5) 事故・事件予防のための効果的な研修について			
[3-5-a]	職員に対する計画的な研修や訓練、OJT等を通じ、事故・事件の発生予防に取り組んでいる。	YES NO	
	〔摘要〕		
[3-5-b]	実習生やボランティアなど職員以外で施設運営に関わる者に対して、説明や研修の機会を設けるなど、事故・事件の発生予防に取り組んでいる。	YES NO	
	〔摘要〕		
[3-5-c]	市町村行政や自治会、学校、警察・消防、病院など関係機関による事故・事件の発生予防に資する研修等に職員を参加させるなど、事故・事件の発生予防に取り組んでいる。	YES NO	
	〔摘要〕		
4. 施設における事故・対応			
[4-1]	子どもおよび職員に対する安全教育等、安全確保に向けた組織的な取り組みについて		倫理綱領「施設環境および運営の改善」
[4-1-a]	対応マニュアルの作成や体制整備の検討など安全確保に向けた取り組みを行うため、委員会等の組織を設けている。	YES NO	
	〔摘要〕		
[4-1-b]	職員会議等で安全対策について話し合う等、安全確保について職員間で情報を共有し、取り組みを実践している。	YES NO	
	〔摘要〕		
[4-1-c]	安全確保のための対応マニュアルや施設の体制等について、定期的に職員等への教育を行っている。	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
	〔摘要〕		
[4-1-d]	子どもに対して、定期的に安全教育を行っている。	YES NO	安全教育とは、日常生活全般における安全確保のために必要なことを伝えることです。 定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
	〔摘要〕		
[4-1-e]	事故にいたらなくても、その恐れがあった状況が発生した場合は、職員で話し合い、ヒヤリハット事例として、共有化できるようになっている。	YES NO	
	〔摘要〕		
(4-2) 安全対策の一環としての設備、遊具等の点検について			
[4-2-a]	設備・遊具等の安全点検を定期的実施している。	YES NO	
	〔摘要〕		
[4-2-b]	設備・遊具等の安全点検に関する責任者を定めている。	YES NO	
	〔摘要〕		
[4-2-c]	施設内外の危険な設備等について、適宜、報告・改善等を行っている。	YES NO	
	〔摘要〕		

NO	チェックリスト R2改訂版	該当判定	補足説明
(4-3)	子どもの病気に対する適切な対策について		
[4-3-a]	子どもの病気について、すべての職員が適切に対応できるように、計画的な職員教育や研修に取り組んでいる。 〔摘要〕	YES NO	
[4-3-b]	子どもの病気に対応するため、学校、医療機関等関係機関との連絡体制を整備している。 〔摘要〕	YES NO	
(4-4)	事故等（災害、感染症、事故、事件）への対応策について		
[4-4-a]	事故等が発生した際、子どもや保護者に対し適切な援助や支援ができるよう職員の対応方策を定めている。 〔摘要〕	YES NO	
[4-4-b]	リスクマネジメントの観点から、事故等発生時の対応などを明文化し、職員に周知徹底している。 〔摘要〕	YES NO	
[4-4-c]	事故等を想定し、子どもを交えた訓練や職員研修を定期的実施している。 〔摘要〕	YES NO	定期的とは個別具体的な回数ではなく、確実に実施することが施設内で共有されている状態を指します。
[4-4-d]	施設として、子どもや職員、ボランティア等、施設で養育に関わるすべての者を対象とした傷害保険、賠償責任保険について、契約内容を理解したうえで加入している。 〔摘要〕	YES NO	
[4-4-e]	事故等が発生した際は、その要因分析や対応の検証を行い、同様な事案の再発防止に努めている。 〔摘要〕	YES NO	
5.	被措置児童等虐待の防止について		
[5-1-a]	被措置児童等虐待やその可能性がある事態を把握した場合は、児童相談所等にすみやかに通告するよう職員に周知している。 〔摘要〕	YES NO	
[5-1-b]	[5-1-a]による通告をしたことを理由として、職員が解雇その他不利益な取り扱いを受けることがないことを、職員に周知している。 〔摘要〕	YES NO	
[5-1-c]	子ども自身に、被措置児童等虐待の内容と発生時の対応について、わかりやすく説明している。 〔摘要〕	YES NO	
[5-1-d]	被措置児童等虐待を訴えたとしても、いかなる不利益な取り扱いも受けないことを、施設長から子どもに説明している。 〔摘要〕	YES NO	「施設長が自ら取り組んでいるか」、あるいは「施設として取り組むことが出来る環境を施設長が整えているか」という観点でチェックしてください。
[5-1-e]	被措置児童等虐待を訴えた子どもに対し、そのことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行っていないことを、施設長から職員に周知している。 〔摘要〕	YES NO	
6.	チェックリスト実施について		
[6-1-a]	施設長を責任者として、原則、全職員で本チェックリストに取り組み、意識や見解に相違のあった項目については、皆でその原因等を確認するなど、合意形成を図っている。 〔摘要〕	YES NO	
[6-1-b]	本チェックリストの実施により明らかとなった課題について、改善に向けたプロセス等を検討し、実施する体制が整っている。 〔摘要〕	YES NO	
[6-1-c]	施設長を責任者として、原則、全職員でチェックリスト（職員版）に取り組み、意識や見解に相違のあった項目については、話し合いの場を設け、その原因の確認や相違の解消、課題の共有化等を図っている。 〔摘要〕	YES NO	H26年度追加項目

児童養護施設における
人権擁護のためのチェックリスト（施設版）
令和6年度

令和6年12月発行
〔非売品〕

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp>
Eメール zenyokyo@shakyo.or.jp